

議案説明資料

【 目 次 】

- **報告第6号**（議案書3ページ）
専決処分の報告について
～八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について p. 1
- **報告第7号**（議案書43ページ）
専決処分の報告について
～八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について p. 3
- **報告第8号**（議案書51ページ）
専決処分の報告について
～八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について p. 4
- **議案第55号**（議案書75ページ）
八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について p. 5

平成30年6月
(平成30年6月4日提出)

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
主 務 課	税務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「法」という。) ・地方税法施行令(昭和25年政令第245号)(以下「令」という。) ・地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

【改正の概要】

- (1) 個人所得課税の見直し(給与所得控除、公的年金等控除の一部を基礎控除に振替)
- (2) たばこ税の見直し(税率の引き上げ。加熱式たばこの課税)
- (3) 固定資産税の見直し(土地税制の仕組みを3年延長)

条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
第24条① 【個人の市民税の 非課税の範囲】	法第295条① ※H33.1.1施行	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げ。 ※125万円 → <u>135万円</u>
第24条② 【個人の市民税の 非課税の範囲】	令第47条の3 ※H33.1.1施行	<u>均等割</u> 非課税限度額の引き上げ。 ※【改正前】28万円×(配偶者+扶養親族+1) 【改正後】28万円×(配偶者+扶養親族+1) <u>+10万円</u>
第34条の2 【所得控除】	法第314条の2② ※H33.1.1施行	<u>基礎控除額</u> に所得要件 <u>(2,500万円以下)</u> を創設。
第34条の6 【調整控除】	法第314条の6 ※H33.1.1施行	<u>調整控除額</u> に所得要件 <u>(2,500万円以下)</u> を創設。
第36条の2 【市民税の申告】	法第317条の2① ※H31.1.1施行	年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し。 ※配偶者特別控除から、 <u>源泉控除対象配偶者</u> (所得が85万円以下)を除く。
第48条 【法人の市民税の 申告納付】	法第321条の8 法第326条 ※H32.4.1施行	大法人の申告書について電子申告を義務化
第92条 【製造たばこの区 分】	法第464条② ※H30.10.1施行	製造たばこの区分を新たに創設。 <u>加熱式たばこ</u> を新たに追加。
第93条の2 【製造たばことみ なす場合】	法第466条の2 ※H30.10.1施行	<u>加熱式たばこの喫煙用具</u> であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入したものは、 <u>製造たばことみなす</u> 。

<p>第94条 【たばこ税の課税標準】</p>	<p>法第467条 H30. 10. 1※ H31. 10. 1 第2条改正 H32. 10. 1 第3条改正 H33. 10. 1 第4条改正 H34. 10. 1 第5条改正</p>	<p>加熱式たばこへの課税は、重量と価格を紙巻たばこに換算し、5年間かけて段階的に移行。</p> <p>H30.10 H31.10 H32.10 H33.10 H34.10</p>																												
<p>第95条 【たばこ税の税率】</p>	<p>法第468条 H30. 10. 1※ H32. 10. 1 第3条改正 H33. 10. 1 第4条改正</p>	<p>たばこ税の見直し 国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円の引き上げ。</p> <p>(税率：1,000本当たり)</p> <table border="1" data-bbox="678 638 1436 896"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> <tr> <th>H30. 10. 1</th> <th>H32. 10. 1</th> <th>H33. 10. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方のたばこ税</td> <td>6,122 円</td> <td>6,622 円</td> <td>7,122 円</td> <td>7,622 円</td> </tr> <tr> <td> 県たばこ税</td> <td>860 円</td> <td>930 円</td> <td>1,000 円</td> <td>1,070 円</td> </tr> <tr> <td> 市たばこ税</td> <td>5,262 円</td> <td>5,692 円</td> <td>6,122 円</td> <td>6,552 円</td> </tr> <tr> <td>国のたばこ税</td> <td>6,122 円</td> <td>6,622 円</td> <td>7,122 円</td> <td>7,622 円</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案			H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1	地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円	県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円	市たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円	国のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
	現行	改正案																												
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1																										
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円																										
県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円																										
市たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円																										
国のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円																										
<p>附則第5条 【個人の市民税の所得割の非課税の範囲等】</p>	<p>法附則第3条の3④ ※H33. 1. 1施行</p>	<p>所得割非課税限度額の引き上げ。 ※【改正前】35万円×(配偶者+扶養親族+1) 【改正後】35万円×(配偶者+扶養親族+1) +10万円</p>																												
<p>附則第10条の3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】</p>	<p>法附則第15条の11</p>	<p>バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設。(2年間 1/3減額)</p>																												
<p>平成27年改正条例 附則第5条 【市たばこ税に関する経過措置】</p>	<p>平成27年改正法附則第20条 ※H30. 10. 1施行</p>	<p>旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用。</p>																												

<p>施行日</p>	<p>平成30年4月1日 (【改正の概要】の表の法令・施行日欄に※施行日の記載のあるものを除く。)</p>
------------	---

【その他参考事項】

- 「によって」 → 「により」、 「においては」 → 「には」 などの用語の修正。
- 条ズレ、項ズレによる修正。
- 「平成27年度から平成29年度まで」 → 「平成30年度から平成32年度まで」 など、期間満了に伴う期間の延長。

報告第 7 号関係

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	
主 務 課	税務課	
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) (以下「法」という。)	
<p>【改正の概要】 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設。</p>		
条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第 9 項 【改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第15条の11	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設。
施 行 日	平成 3 0 年 4 月 1 日 (一部、平成 3 1 年 4 月 1 日等)	
<p>【その他参考事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「にあっては」 → 「には」などの用語の修正。 ○ 条ズレ、項ズレによる修正。 ○ 「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」 → 「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」など、期間満了に伴う期間の延長。 		

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	
主 務 課	税務課	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。） ・ 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）（以下「令」という。） 	
<p>【改正の概要】 基礎課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る判定所得の変更。</p>		
条例番号・見出し	法令	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703条の4 令第56の88の2	<p>基礎課税限度額の引上げ。 「54万円」→「58万円」</p> <p>国保税を構成する①基礎課税額、②後期高齢者支援金等課税額、③介護納付金課税額の定義をそれぞれ号として規定。</p>
第23条 【国民健康保険税の減額】	法第703条の5 令第56の89	<p>軽減措置に係る軽減判定所得の変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5割軽減対象世帯 「27万円」→「27万5千円」 ※該当世帯<33万円+（27万5千円×世帯員数） ○ 2割軽減対象世帯 「49万円」→「50万円」 ※該当世帯<33万円+（50万円×世帯員数）
第24条の2 【特例対象被保険者等に係る申告】		特例対象被保険者等（倒産、解雇等で離職した者）に係る申告手続きの簡素化
施 行 日	平成30年4月1日	

議案第 55 号関係

件名	八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務課
根拠法令等	
施行日	平成30年7月1日

【概要】

特殊勤務手当のうち本来業務の一部であると考えられる手当は廃止し、真に必要な手当については、対象範囲の拡大、増額、新設を行うこととした。また、市立八幡浜総合病院における医療費等の徴収事務従事手当についても廃止するため、併せて改正を行う。

本来業務の一部として廃止する手当

- ①生活保護業務手当、②徴収従事手当、③滞納処分手当、④国土調査手当、⑤徴収事務従事手当（市立病院）

対象業務がないため廃止する手当

- ①老人福祉施設職員手当（指定管理により不要）、②ボイラー手当（オール電化により不要）

支給対象範囲の拡大や増額した手当

- ①感染症防疫等作業手当

支給単位を見直し、併せて金額を改正。

- (1)消毒、移送等予防救治 1回 1,000円⇒日額 1,000円
(2)死体の運搬業務 1回 6,000円⇒1体 7,000円
(3)上記以外の業務 1回 600円⇒日額 600円

- ②行旅死亡人等処理手当（旧行路死亡人処理手当）

身元不詳者の遺体収容等業務のみでなく、身寄りのない生活保護者の遺体収容等に従事した場合に支給可能となるよう範囲を拡大し、併せて金額を改正。

1体 6,000円⇒7,000円

- ③動物等処理業務手当（旧汚物処理手当）

旧手当については、犬猫等の死体処理に従事した場合のみ支給対象としていたが、実際の業務内容に即し、死体処理の他、野犬・イノシシ等の捕獲やスズメバチの駆除も対象となるよう範囲を拡大し、併せて金額を改正。

- (1)死体処理 1回 370円⇒500円
(2)捕獲・駆除 1回 1,000円（新設）

新設する手当

- ①臨時特殊業務手当

業務の特殊性を考慮すべき（外勤での）現場対応業務のうち生命、心身に影響を及ぼす等、その特殊性に応じて、特別の考慮を必要とする業務に従事した職員に支給。

1回 600円（新設）

〔例〕危険な災害現場での対応。他自治体の災害応急対応のため被災地に派遣した場合等。

【その他特記事項】

南予4市の特殊勤務手当

	宇和島市	西予市	大洲市	(改正前)八幡浜市
生活保護業務手当	—	月 4,000 円	—	1 日 300 円
徴収従事手当 (税務)	—	—	—	1 日 150 円
滞納処分手当	—	—	—	差押 1 件 320 円 搬出 1 件 320 円
国土調査手当	—	—	—	1 日 400 円
感染症防疫等作業手当	半日 2,000 円 1 日 4,000 円	1 日 1,000 円	—	予防救治 1 回 1,000 円 死体運搬 1 回 6,000 円 上記以外 1 回 600 円
行旅死亡人等処理手当	1 体 8,000 円	—	1 体 7,000 円	1 体 6,000 円
動物等処理業務手当	汚物回 400 円 捕獲回 300 円	汚物・捕獲 1 日 1,200 円	汚物・捕獲 1 回 550 円	汚物 1 回 370 円
徴収事務従事手当 (市立病院)	—	—	—	1 件 120 円

(参考)

八幡浜市企業職員 (上水道) の給与に関する規程

(本来業務の一部として廃止する手当)

①滞納整理手当、②給水停止処分手当

	宇和島市	西予市	大洲市	(改正前)八幡浜市
滞納整理手当	1 日 250 円	—	—	1 件 120 円
給水停止処分手当	1 件 600 円	—	—	1 件 340 円